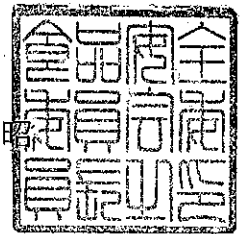




府食第1233号の1
平成16年12月 9日

農林水産大臣
島村 宜伸 殿

食品安全委員会
委員長 寺田 雅昭



食品健康影響評価の結果の通知について

平成16年10月1日付け16消安第5280号をもって貴省より当委員会に対し意見を求められた鳥インフルエンザ(油性アジュバント加)不活化ワクチン(ノビリスIA inac、AI(H5N2 亜型)不活化ワクチン(NBI)、レイヤーミューン AIV)に係る食品健康影響評価の結果は下記のとおりですので通知します。なお、食品健康影響評価の詳細は別添のとおりです。

記

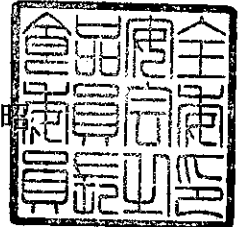
鳥インフルエンザ(油性アジュバント加)不活化ワクチン(ノビリスIA inac、AI(H5N2 亜型)不活化ワクチン(NBI)、レイヤーミューン AIV)が適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。



府食第 1 2 3 3 号の 2
平成 1 6 年 1 2 月 9 日

厚生労働大臣
尾辻 秀久 殿

食品安全委員会
委員長 寺田 雅昭



食品健康影響評価の結果の通知について

平成 16 年 10 月 1 日付け厚生労働省発食安第 1001007 号をもって貴省より当委員会に対し意見を求められた鳥インフルエンザ(油性アジュバント加)不活化ワクチンに係る食品健康影響評価の結果は下記のとおりですので通知します。なお、食品健康影響評価の詳細は別添のとおりです。

記

鳥インフルエンザ(油性アジュバント加)不活化ワクチン(ノビリス IA inac、AI(H5N2 亜型)不活化ワクチン(NBI)、レイヤーミューン AIV)が適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。